

事務連絡
令和6年4月24日

指定就労継続支援B型事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

「事業所工賃向上計画シート」の作成・提出について

平素は、本市障がい者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』の一部改正について』（令和6年3月29日障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、「国基本指針」という。）が示され、国基本指針において、就労継続支援B型事業所は令和6年度から8年度までの各年度の目標工賃月額等を盛り込んだ事業所工賃向上計画を作成することとされています。

つきましては、事業所工賃向上計画として、「事業所工賃向上計画シート」を作成し、大阪府にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、事業所工賃向上計画の作成にあたっては、「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）」を大阪府ホームページに掲載していますのでご参照ください。

記

1 提出期限

令和6年5月31日（金曜日）

2 提出方法等

「事業所工賃向上計画シート」は、大阪府行政オンラインシステムにて提出ください。

大阪府行政オンラインシステム 【事業所工賃向上計画シート】

<https://lgpos.task->

[asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f7b65119-ecf9-4929-991c-](asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f7b65119-ecf9-4929-991c-7418f1b2aa01/start)

<7418f1b2aa01/start>

3 計画の公表

国基本指針に基づき、事業所工賃向上計画及び工賃実績については、事業所のホームページ、広報誌、WAM ネット等を通じて公表してください。

なお、府に提出した「事業所工賃向上計画シート」は、報酬算定の参考資料とし

て、市の指定指導担当に共有されますのでご承知おきください。

4 計画の見直し

事業所工賃向上計画は、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、事業所工賃向上計画の見直し等所要の対策を実施することが必要です。

事業所工賃向上計画の見直しがあった場合、各年度5月末日までに大阪府あて提出ください。

5 大阪府工賃向上計画

国基本指針に基づき、各事業所が目標工賃の設定において勘案することとされている都道府県目標工賃や施策を、「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）」として、大阪府ホームページに掲載しています。

計画に基づき、「大阪府工賃向上計画支援事業」として、常設相談窓口における事業所工賃向上計画シートの作成相談、工賃向上に関する研修、大阪府共同受注窓口における受発注マッチング、製品「こさえたん」の認知度向上などに取り組みますので、ご活用ください。

【大阪府ホームページ 大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/>

6 問い合わせ先

【事業所工賃向上計画シートの書き方、内容についてのご相談】

工賃向上計画常設相談窓口 電話番号：06-6949-3551

メールアドレス：kouchin@1-challenge.com

【大阪府行政オンラインシステムシステムの操作に関するお問合せ】

ヘルプデスク（府民お問合せセンター）電話番号：06-6910-8001

（午前9時～午後6時）

24時間対応 問い合わせフォーム

<https://lgpos.task->

[asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/71f82528-06d8-49c0-9663-25f56ff9e53e/start](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/71f82528-06d8-49c0-9663-25f56ff9e53e/start)

7 その他

参考情報等、詳細につきましては、別紙_大阪府事務連絡「事業所工賃向上計画シート」の作成・提出について」をご確認ください。

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-8074 FAX：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6529 FAX：06-6241-6608